

【1986年3月6日】労災保険率等の改正について

労働省

労働省発表

昭和61年3月6日

労災保険率等の改正について

今般、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」及び「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の一部改正により、労災保険率等の改正が別紙のとおり行われ、4月1日から施行されることとなった。

労災保険率については、労災保険財政の均衡の観点から、3年ごとにその見直しを行っているところであり、今回の改正は昭和58年4月以来の定期的な見直しを行ったものである。

このほか、労務費率（請負による建設事業における賃金は額の算定に当たり請負金額に乗ずる率）の改正、一人親方等の特別加入者に係る第二種特別加入保険料率の改正及び家内労働者等の特別加入者の給付基礎日額の特例の一部廃止が行われた。

改 正 後

事業の種類分類	事業の種類	労災保険率
林業	木材伐出業	1000 分の 134
	その他の林業	1000 分の 38
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖を除く。）	1000 分の 63
鉱業	金属又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）	1000 分の 91
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000 分の 62
	石炭鉱業	1000 分の 103
	採石業	1000 分の 125
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000 分の 145
	道路新設事業	1000 分の 47
	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	1000 分の 34
製造業	その他の窯業又は土石製品製造業	1000 分の 27
運輸業	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000 分の 29
	港湾荷役業	1000 分の 56
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000 分の 9
	倉庫業、警備業、消額又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000 分の 6
	その他の各種事業	1000 分の 5

現 行

事業の種類分類	事業の種類	労災保険率
林業	木材伐出業	1000 分の 128
	その他の林業	1000 分の 36
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000 分の 50
鉱業	金属又は非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000 分の 85
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000 分の 58
	石炭鉱業	1000 分の 98
	採石業	1000 分の 118
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000 分の 129
	道路新設事業	1000 分の 40
	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	1000 分の 33
製造業	その他の窯業又は土石製品製造業	1000 分の 25
運輸業	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000 分の 27
	港湾荷役業	1000 分の 51
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000 分の 7
	倉庫業、警備業、旅館業、娯楽業等の事業	1000 分の 5
	その他の各種事業	1000 分の 5

(別紙)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

(一) 林業、漁業、鉱業、建設事業、製造業、運輸業及びその他の事業に係る労災保険率を別添一のとおり改正すること。

(二) 請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率(労務費率)を事業の種類に従い次のとおり改正すること。

事業の種類	改正後	現行
水力発電施設、ずい道等新設事業	二三%	三五%
道路新設事業	二九%	三九%
機械装置の組立て又はすえ付けの事業		
組立て又は取付けに関するもの	四十七%	五一%
その他のもの	二十%	一四%

(三) 一人親方等の特別加入者に係る第二種特別加入保険料率を別添二のとおり改正すること。

二 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正家内労働者又はその補助者である特別加入者について、当分の間、認められている給付基礎日額のうち、一、五〇〇円を廃止すること。